

公立学校の全ての先生方のために

発達障害等への理解と支援

～課題に気付き、支援につなげる～

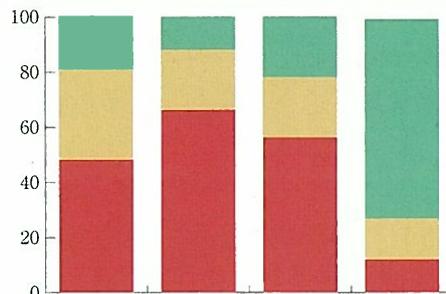


発達障害は、周囲の人からの理解が得られにくい障害とされています。目立った問題行動がなく、本人だけが困っている場合には、周囲の教員や保護者が気付かないでいることも少なくありません。また、児童・生徒の成長と環境の変化とともに、問題の現れ方も、支援の内容も変わっていきます。

このリーフレットには、全ての学校で、児童・生徒の課題に気付き、個別の教育支援計画を作成して適切な支援を行うための視点を整理し掲載しています。

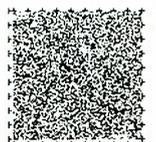
一人一人に応じた支援を一層充実させるために、校内研修等で活用し、子供たちの支援に取り組んでください。

個別の教育支援計画の作成(東京都)



	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
■ 必要な生徒等がない	19%	12%	22%	72%
■ 必要な生徒等がある	33%	22%	22%	15%
■ 作成している	48%	66%	56%	12%

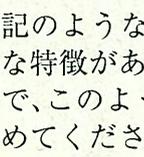
平成23年度 特別支援教育推進状況調査から(割合は学校数)
個別の教育支援計画の作成率が上がっています。



平成 24 年 3 月
東京都教育委員会

児童・生徒の困難さの現れは、成長と環境の変化とともに変わります

発達障害のある児童・生徒の生活上又は学習上の困難は、一人一人異なります。また、成長や環境の変化とともに、行動の特徴等の現れも変わります。

変化の例	一人遊び⇒ 一方的なコミュニケーション	落ち着きがない⇒ 片付けられない	活発な動き⇒ 課題等の未提出
幼児 	一人遊びが多く、おとなしかった。	一時としてじっとしていられなかった。	活発で、外で遊ぶことを好むが特に目立った困難は見えなかった。
小学生 	一方的に興味のあることを話す、身勝手な行動をすることが目立ってきた。	持ち物の管理が上手にできなかつたり、片付けられないことが目立ってきた。	理解力はあるが、整った文字が書けず、ノートの行をそろえて文が書けないと言われるようになった。
中学生 	周りの友達とうまく関わられず、トラブルになってしまうと言われるようになった。	必要なときに、必要な物がすぐに出せない、提出物などが滞りがちであると言われるようになった。	ノートをとらない、提出物を仕上げず提出しないと評価されるようになった。

上記のような行動が、全て発達障害に起因するものかどうかは、より専門的な判断が必要です。しかし、このような特徴がある子供たちは、学校生活や人間関係で多くの困難さを感じていることに、間違いはありません。学校で、このような状態で困っている児童・生徒に気付いたら、関係する先生方で必要な支援について、話し合いを始めてください。

また、生活経験を重ね、高校生段階になると、障害のための困難によって影響される生徒の行動は、更に周囲から理解されにくくなります。

以下は、高等学校の巡回相談で見られた、発達障害があると思われる生徒が感じている困難の例です。

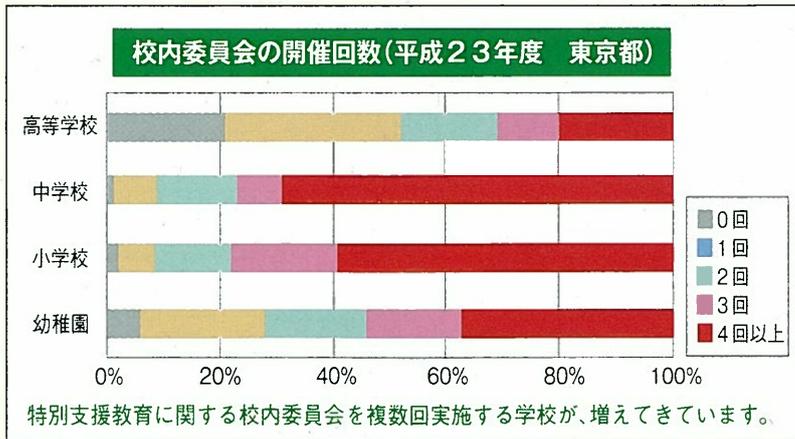
時期	学習面	生活面
高校生 	<ul style="list-style-type: none"> 授業中にノートを取ることができない。 特定の科目が理解できず、単位がとれない。 周りの会話が気になって、集中できない。 レポートが提出できない。 同時に二つのことができない。 計画的に学習が進められない。 自分が納得するまで質問し、授業の進行を妨げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 約束の時間を忘れる。 思い込みが激しい。 授業の予定が変更になると納得できない。 自分の興味があることを話し続ける。(相手が関心のない様子を示していることに、気付かない。) クラスメイトと頻繁にトラブルを起こす。 自己不全感や挫折感を訴える。

思春期となると、本人も自らの問題が意識できるようになりますが、周囲が本人の問題を理解していない場合、「努力不足」「協調性がない」とみなされる結果となり、本人の自己評価が下がってしまいます。その結果、二次障害(=うつ状態、反社会的行動など)を引き起こすこともありますので、丁寧に支援していく必要があります。

<高等学校における早期対応のポイント>

- ・入学後に、生徒や保護者に対して相談の機会を設ける。
 - ・オリエンテーションや保護者会の機会に、特別支援教育コーディネーターを紹介する。
 - ・中学校までに何らかの支援を受けてきた場合は、保護者の了解を得て、出身中学校に連絡を取る。
- ※中学校からも、高等学校への引き継ぎが円滑にできるように、保護者へ働きかける。

成績会議や生徒指導会議も、校内委員会の場になります



改めて「特別支援教育のための委員会」を開催しようとしても、十分な時間が取れない場合もあります。

むしろ、学年会や生活指導の会議、高等学校においては、単位認定に関わる成績会議の場が、校内委員会と同様の機能を果たしていることがあります。話題に上った児童・生徒の中には、発達障害の視点で支援をした方がよい場合があります。

成績会議や生徒指導会議で話し合われた対応策を、当該生徒への支援に位置付けていくことができます。

個別の教育支援計画の作成例(高等学校の場合)

生徒の様子

- ・ 目立った生活指導上の課題は見られない。
- ・ 普通に授業を聞いているが、教科により成績が大きく異なっている。
- ・ 一人であることが多く、特に友達を欲しいとは思っていない。
- ※中学校時代に、スクールカウンセラーに相談をしていたことがある。(面談聞き取り)

進路指導の面談の記録から、生徒の様子を学年会で話し合い、個別の教育支援計画を作成することになりました。

<個別の教育支援計画>

現在・将来についての希望			
生徒	将来のことはまだよく分からない。高校生活の中で決められたらいい。		
保護者	勉強がついていけるか心配なので、適切なアドバイスが欲しい。交友関係を広げてほしい。		
支援の目標			
高校生活を円滑に送り、力を発揮できるようにする。			
必要と思われる支援			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 勉強や学校行事等に目標をもって取り組めるように環境を整える。 ・ 困っていることや周りの人にしてほしいことを、伝えやすい環境作りをする。 			
学校の支援			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な個別の進路相談を通して、改善したいことや将来の目標を話し合う。 ・ 学力の定着を図るために、夏季補習や土曜講座を活用できるようにする。 ・ 講座の取り方について、個別相談を行う。 			
家庭の支援			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日は、本人の話をよく聞くようにする。 ・ 部活動などに積極的に関わられるよう、励まし、見守る。 			
支援機関の支援			
学校生活	支援機関:	学年の教員	担当者:△△ 連絡先:担任
	支援内容:	学習面、生活面での相談に応じる。	
支援機関	支援機関:	教育センター(区市)	担当者:△△ 連絡先:00-0000
	支援内容:	中学校時代のスクールカウンセラーと必要なときに相談	
医療機関	支援機関:		担当者: 連絡先:
	支援内容:	※情緒等が不安定になった場合必要になる。	

本人の気持ちや保護者の気持ちを大切にすることが肝要です。
高校生の場合は、保護者と本人が別々に面接をして聞き取ることもあります。

できる支援を考え、記入していきます。支援機関とのつながりがあれば聞き取り、記入します。必要に応じて、支援機関との関係づくりを進めます。

特別支援教育理解啓発資料 管理職必携
「個別の教育支援計画」による支援の実際
- さらに推進する特別支援教育 -
平成24年3月
東京都教育委員会

- 校長先生方には、別冊で左記の資料を配布していますので、校内研修会や校内委員会で、より詳細な内容を知りたい場合は左記の資料を御確認ください。

どのような機関と協力することが必要でしょうか？

成長段階に応じて、必要な支援機関は変わっていきます。

学齢期の支援機関

支援内容	実施場所例【運営主体】	主な内容
診断・病院	診断等	[公立病院]-(国立) 国立成育医療センター等 こころの診療部 = 診断・投薬・療育 (対象:16歳まで)
	診断等	[公立病院] -(都立) 東京都立小児総合医療センター等 こころの専門診療部 児童・思春期精神科 = 診断・相談・投薬
	診断等	[民間病院] 診断・相談・療育

相談	教育相談	教育センター [各区市]	対象:学齢期
	教育相談	特別支援学校の教育相談 [都立56校]	対象:学齢期
	児童相談	児童相談所 [都内11か所]	対象:18歳未満
	発達障害相談	発達障害者支援センター	対象:全年齢
	相談全般	民間療育機関	
	相談全般	親の会・NPO法人等	

支援・療育	障害児放課後 日中一時支援事業	学校等の 空き教室等を利用 [区・市]	知的障害をもつ児童の放課後の安全と、保護者の就労支援を目的とした事業で、工作・作業活動、学習活動、リトミックなどの運動、グループでの水泳など(対象:小学4年から高校3年)
	児童デイサービス	通所施設 [福祉事業所等]	集団療育、個別療育、発達相談、一般外来相談(対象:就学前児中心)(障害者自立支援法に基づく支援サービス)
	短期入所 (ショートステイ)	入所施設 [福祉事業所等]	自宅で介護する人が病気などの場合、施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護等(障害者自立支援法に基づく支援サービス)
	各種療育	民間療育機関	
	当事者団体の取組	親の会・NPO法人等	

青年期・成人期の支援機関

支援内容	実施場所例【運営主体】	主な内容
病院・診断	診断・投薬等	[民間機関] 診断・相談・療育
	診断・投薬等	[大学病院]等 発達障害(アスペルガー) 外来等=外来診療と対人関係のスキルを身に付けて就労に向けて援助するためのケア(対象:青年期から成人)

相談	発達障害相談	発達障害者支援センター	対象:全年齢
	相談全般	総合福祉センター [各区市]	対象:全年齢
	相談全般	障害者就業・生活支援センター [都内5か所]	対象:成人

就労支援	就労支援(相談)	ハローワーク [都内23か所]	就職に向けた相談、職業能力や対人技能訓練 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援
	就労支援(相談)	東京障害者職業センター [都内1か所(上野)]	職業評価、職業指導、職業訓練 雇用対策上の知的障害者の判定 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援
	就労支援(相談)	障害者就業支援センター [各区市に設置(事業者)に委託]	相談、実習先や就職先探し 面接や実習等の支援 通勤の同行やジョブコーチ、職場訪問
	就労支援(相談)	障害者就業・生活支援センター [「障害者就業・生活支援センター ワーキング・トライ」等都内5か所]	就労に向けた準備訓練 職場実習、定着支援 各種機関の紹介

各種制度の利用	愛の手帳 (療育手帳)	申請先:区市の窓口 (障害福祉課)	判定:18歳未満=児童相談所 18歳以上=心身障害者福祉センターないし多摩支所
	障害基礎年金	申請先:区市の年金課	医師の診断を受けて「障害給付裁定請求書」等の必要書類を提出
	雇用対策上の知的障害者・重度知的障害者の判定	地域障害者職業センター	愛の手帳(療育手帳)は取得していない人について、職業能力等を評価し、判定を受けると、障害者と同等に雇用率の対象となる仕組み
	障害者自立支援法に基づく支援サービス	申請先:区市の窓口	障害程度区分の認定を受ける等として、認定を受ける

改めて個別の教育支援計画について、確認しましょう

Q どうして作成するのですか？

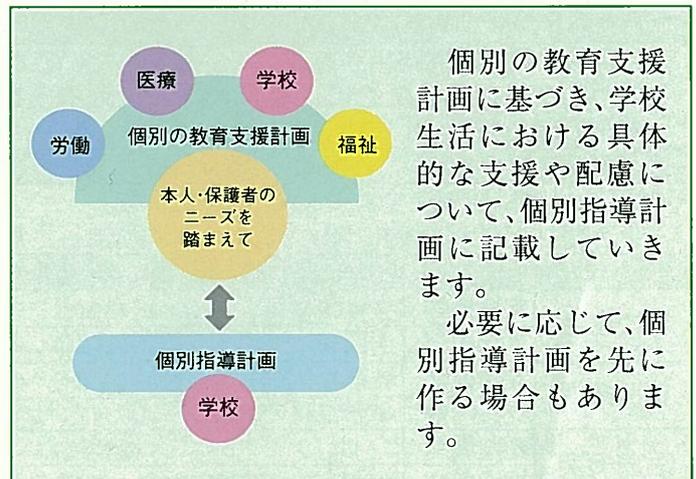
A 個別の教育支援計画は、本人や保護者のニーズを踏まえ、関係する支援機関と連携しながら、学校ではどのような支援を行うべきかについて、確認するために作成します。進学先等へ、支援の情報を伝達するための道具にもなります。

Q 誰が作成するのですか？

A 学級担任や特別支援教育コーディネーターが中心になって、学校として作成するものです。

Q いつ作成するのですか？

A 入学する前から特別な支援を受けている児童・生徒の場合は、引継ぎを受けてできるだけ速やかに作成します。学校に入学してから支援が必要になったことが分かった児童・生徒の場合は、校内委員会等で支援が必要であることを確認し、保護者も支援を受けることを了解した時点で作成します。



学習障害児等指導資料

「発達障害等への理解と支援～課題に気づき、支援につなげる～」
東京都教育委員会印刷物登録 平成23年度 第203号

発行 東京都教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課
所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話番号 03-5320-6847

本指導資料の作成にあたり、平成23年度に開催した講習会(講師 山岡修氏、松村裕子氏)の資料を参考にさせていただきました。